

宮崎県中小企業融資制度 ☆は、6カ月の業歴不要

・詳細の制度要件は、「宮崎県中小企業融資制度マニュアル」を参照下さい。

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
 なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制度名	融資限度額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融資対象	備考(必要書類等)
	中小企業者		組合		設備資金		運転資金								
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置							
創業・新分野 進出支援貸付 (1)「県創業」 (2)「県再チャレンジ」 (3)「県創業非提供」 (4)「県新分野」	3,500万円		3,500万円		10年以内	12月以内	7年以内	12月以内	表7	表5	不要	法人 必要となる 場合がある。 ただし、 法人代表 者以外の 連帯保証 人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)新たに事業を開始する中小企業者及び組合	・確認申請書 ・創業再挑戦計画書(創業後の場合不要)
	1億円		1億円		10年以内	18月以内	7年以内							(2)再チャレンジを行おうとする中小企業者及び組合	・確認申請書 ・創業再挑戦計画書 ・資格要件申告書
	2億 8千万円 (※)		4億 8千万円 (※)		15年以内	36月以内	7年以内							(3)経営者保証を不要とし、新たに事業を開始する中小企業者及び組合	・確認申請書 ・創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)
	2億 8千万円 (※)		4億 8千万円 (※)		15年以内	36月以内	7年以内							(4)新分野に進出する中小企業者及び組合	・事業計画書
企業立地促進貸付 「県立地」	2億 8千万円 (※)		2億円		15年以内	36月以内	7年以内							立地企業であることを証する書面 ※保証協会保証付きでない場合の限度額は、 中小企業者の設備資金が20億円、組合の 設備資金が5億円です。	
経営安定貸付 「県経営安定」	5,000万円	5,000万円	8,000万円 (※)	8,000万円 (※)	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内	表7	表5	法人 必要となる 場合がある。 ただし、 法人代表 者以外の 連帯保証 人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	通常の運転資金、設備資金を必要とする中小企業者及び組合	※転貸資金の限度額は、2億円 (ただし、1転貸対象組合員に対する限度額 は、中小企業者に同じ)	
小規模企業 経営安定貸付 「県小口零細」	2,000万円		2,000万円		7年以内	12月以内	5年以内						2,000万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者	★責任共有制度対象外 ・国の全国統一小口保証制度の対象 ・既存の保証協会の保証付融資残と本制度の 融資残との合計が2,000万円以内となること ※NPO法人は上記の適用がありません。 (医業を主たる事業とするものは除く)	
経営力強化貸付 「県経営力真水」 「県経営力借換」 「県経営力SN5」	5,000万円	5,000万円	8,000万円	8,000万円	7年以内 (借換資 金10年以 内)	12月以内	5年以内 (借換資 金10年以 内)						12月以内	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業 者及び組合	・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業行動計画書(申込人が策定したもの)
事業承継貸付 (1)「県事業承継」 (2)「県承継特別」 (3)「県承継特別(連携)」	1億円		1億円		15年以内	24月以内	15年以内						24月以内	(1)事業承継を行う中小企業者又は県内の中小企業者から事業を 承継する個人及び中小企業者	・事業計画書 ・事業承継計画書
経営支援貸付 (1)「県経営支援」 (2)「県売上減少」	1億円		1億円		15年以内	36月以内	15年以内	36月以内						(1)法的措置あるいは関係機関の支援を受けること等により事業 再生を図る中小企業者及び組合	事業再生計画実施関連保証制度(経営改善・ 再生支援強化型)の所定資料等(P4参照)
	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	18月以内	7年以内	12月以内						(2)次のアからウのいずれかに該当する中小企業者及び組合 ア. 経済的環境の変化により、一時的に売上高等が減少し、経 営が不安定になっている イ. 原材料価格の高騰や人件費の増加により、経営環境が悪化 している ウ. 再生手続開始等の申立て等により、債務の弁済に支障を来 している取引先等に対して売掛金等の回収の遅延等が生じ ている(運転資金のみ) エ. 米関税措置の影響により、売上が減少し、かつ、その 後も減少する見込みである	ア. 売上高又は当期利益の推移を確認できる 資料 イ. 売上高総利益率又は営業利益率の推移を 確認できる資料 ウ. 対象業者との取引を証明する書類等 エ. 売上高の減少(見込み含む)を確認でき る資料

※金融機関の皆様へお願い
信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただくようお願いいたします。

※「事業承継貸付(2)県承継特別、(3)県承継特別(連携)」については宮崎県信用保証協会の約定締結金融機関であれば上記以外の金融
機関も利用可能。
※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。

☆は、6カ月の業歴不要

県制度をご利用になる場合には、市町村民税の納税証明書等が必要です。
 なお、課税されていない場合には、課税されていないことの証明書が必要です。

制度名	融資限度額				融資期間				融資利率	保証料率	担保	保証人	取扱金融機関	融資対象	備考(必要書類等)					
	中小企業者		組合		設備資金		運転資金													
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	期間	据置	期間	据置												
事業拡大資金 みやざき成長産業育成貸付 (1)「県重点産業」 (2)「県ゼロカーボン」☆ (3)「県働き方改革」 NEW 人材確保育成促進貸付 「県人材確保育成」 付加価値向上チャレンジ企業等支援貸付 「県付加価値」 農業ビジネス進出支援貸付 「県農業ビジネス」	5,000万円		5,000万円		10年以内 (2)については 15年以内	18月以内	7年以内 (2)については 15年以内	12月以内 (2)については 18月以内	表7	表5	必要に応じて要	法人 必要となる場合がある。 ただし、 法人代表者以外の 連帯保証人は原則 不要 個人 原則不要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)みやざき重点産業に取り組む中小企業者及び組合(フード、メディカル、ICT、自動車・航空機、半導体) (2)環境汚染防止、地球温暖化防止若しくは資源有効活用又は自然環境保全に関する機械器具等の製造又はサービスの提供を行う中小企業者及び組合。ゼロカーボンに向けた取組を行う中小企業者及び組合 (3)次のアからオのいずれかに該当する中小企業者及び組合 ア. 働きやすい職場「ひなたの極」の認証、「子育てサポート企業(くるみん)」の認定、「ユースエール」の認定又は「えるぼし」の認定を受けたもの イ. 経営革新又は経営力向上計画の認定を受けたもの ウ. 「がんばる中小企業」表彰又は「宮崎中小企業大賞」表彰を受けたもの エ. 農工商等連携事業計画認定を受けたもの オ. 健康経営優良法人(国)の認定又は健康長寿推進企業の知事表彰を受けたもの	(1)、(2) 事業計画書等 (3) 認定書、表彰状等					
																			人材の確保や育成、定着等に向けた取組を行う中小企業者及び組合	
																			「付加価値向上チャレンジ企業」として認定を受けた中小企業者及び組合又は県から承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づき地域経済牽引事業を行う中小企業者、組合及び特定事業者	「付加価値向上チャレンジ企業」の認定又は「地域経済牽引事業計画」の承認を受けたことを証する書面の写し
																			商工業と農業を営む中小企業者、組合、農事組合法人及び個人(P14参照)	・農業ビジネス保証制度に係る所定資料 ・保証割合80%の部分保証
緊急経営対策資金 災害対策貸付 (1)「県災害対策」 (2)「県災害特例」 (3)「県激甚災害対策」 (4)「県BCP」 (5)「県消防団協力」 セーフティネット・危機関連貸付 (1)「県SN」 (2)「県危機関連」	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内		7年以内	12月以内	表7	表5	必要に応じて要	宮崎銀行 宮崎太陽銀行 西日本シティ銀行 鹿児島銀行 福岡銀行 肥後銀行 大分銀行 南日本銀行 宮崎第一信用金庫 高鍋信用金庫 延岡信用金庫 宮崎県南部信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫 みずほ銀行	(1)災害等の復旧を行う中小企業者及び組合	被・罹災証明書、認定申請書等 ※災害救助法が適用された場合に特例保証料率の適用を受ける場合は、市町村の証明書						
														(4)BCP(事業継続計画)に基づき施設整備等を行う中小企業者及び組合	認定書					
	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円										(1)信用保険法第2条第5項による認定を受けた中小企業者及び組合(P37参照) (2)信用保険法第2条第6項による認定を受けた中小企業者及び組合(P37参照)	(1)セーフティネット保証制度に係る認定書等 ※災害救助法が適用された場合における復旧資金の借入にあたっては、市町村の証明書 (2)危機関連保証制度に係る認定書等					
金融機関提案型資金 「県提案型」☆	詳細につきましては取扱金融機関にお問い合わせ下さい																			
経営者保証非提供促進貸付 「県保非提供」	5,000万円	3,000万円	8,000万円	8,000万円	10年以内	12月以内	7年以内	12月以内	表7	表5	不要	不要		経営者保証を不要とし、事業資金又は経営安定のための資金を必要とする中小企業者及び組合	P2参照					

※金融機関の皆様へお願い
 信用保証依頼書等に記入いただく保証制度名称は、各制度名欄「 」内の名称をご記入いただく様お願いいたします。

※「農業ビジネス進出貸付」については宮崎県信用保証協会の約定締結金融機関であれば上記以外の金融機関も利用可能。
 ※経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性がありますので、詳しくは当協会窓口までお問い合わせ下さい。